

平成 18 年 12 月 28 日

託送供給約款の変更の届出について

東京ガス株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に対し、平成 19 年 4 月 1 日を実施日とする「託送供給約款（小売託送）」等の変更の届出を行いました。

平成 19 年 4 月 1 日より自由化範囲が拡大され、年間契約ガス使用量 10 万^m以上から 50 万^m未満（熱量 46MJ 換算）のお客さまが新たに自由化対象となります。この自由化範囲の拡大に対応するため、新たな託送供給約款を届け出たものです。「託送供給約款（小売託送）」の主な変更点は、①低圧託送料金の新設、②簡易な計量方法の導入、③空調需要向け選択的託送料金の新設、となっております。

当社は、既存導管ネットワークの有効利用促進、ガスをご利用になるお客さまの選択肢の拡大、公正な競争環境の整備、という制度改正の趣旨に則り、本「託送供給約款」を適切に運用することを通じて、託送供給の公平性・透明性を一層確保し、お客さまの利益のさらなる拡大に向けて引き続き努力してまいります。

以 上

現行託送供給約款からの主な変更・追加点

1. 低圧託送料金の新設

自由化範囲拡大に伴い、低圧導管から供給を受けるお客さまが増加することから、低圧導管まで利用する場合の託送料金を整備いたします。

東京地区他	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額	円/m ³	2.44
甲府地区	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額	円/m ³	1.79
群馬地区	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額	円/m ³	0.96

※低圧導管まで利用する場合は、中圧導管まで利用する場合の託送料金の従量料金単価に、「低圧導管利用に係る従量料金単価加算額」を加えることといたします。

2. 簡易な計量方法の導入

契約年間託送供給量が50万m³未満の小規模大口需要等について、ネットワークに支障のない範囲で、計画値を実際の送出量とみなすことを可能といたします。これに伴い、1時間当たりの送出量等を計量する設備や通信設備が不要となり、同時同量に係る計量・通信コスト負担が軽減されます。

3. 空調需要向け選択的託送料金の新設

自由化範囲の拡大に伴い、お客さまの導管利用形態や利用効率が多様化することを踏まえ、新たに「空調用高倍率小売託送供給料金」を設定し、託送料金メニューを多様化いたします（東京地区他のみ）。

空調用 高倍率 小売託送 供給料金	基本 料金	定額	円/件、月	64,800
		流量	円/m ³ 、月	1,400.00
	従量料金単価		円/m ³	4.02
	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額		円/m ³	1.30

以上

(参考1)

託送供給料金(小売託送・連結託送)

I.小売託送

(税抜き)

1.東京地区他(45MJ)

					現行	改定後	備考				
標準供給料金	小売供給料金	1種	基本料金	定額	円/件、月	179.700	179.700	--			
				流量	円/m3、月	786.70	786.70				
			従量料金単価		円/m3	2.82	2.82				
		2種	基本料金	定額	円/件、月	119.700	119.700				
				流量	円/m3、月	786.70	786.70				
従量料金単価		円/m3	3.18	3.18							
低圧導管利用に係る従量料金単価加算額					円/m3	--	2.44	新設			
選択的託送供給料金	季節別小売託送	1種	基本料金	定額	円/件、月	179.700	179.700	--			
				流量	円/m3、月	786.70	786.70				
			従量料金単価		円/m3	2.73	2.73				
					冬期	円/m3	3.12		3.12		
		2種	基本料金	定額	円/件、月	119.700	119.700				
				流量	円/m3、月	786.70	786.70				
			従量料金単価		円/m3	3.08	3.08				
					冬期	円/m3	3.47		3.47		
		低圧導管利用に係る従量料金単価加算額					円/m3		--	2.44	新設
		空調用高倍率小売託送供給料金			基本料金	定額	円/件、月		--	64,800	新設
流量	円/m3、月					--	1,400.00				
従量料金単価					円/m3	--	4.02				
低圧導管利用に係る従量料金単価加算額					円/m3	--	1.30				

2.甲府地区(43.14MJ)

				現行	改定後	備考		
小売託送供給料金	流量基本料金		円/m3、月	549	549	--		
	従量料金単価		円/m3	2.63	2.63			
	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額						円/m3	--

3.群馬地区(43.14MJ)

				現行	改定後	備考		
小売託送供給料金	流量基本料金		円/m3、月	889	889	--		
	従量料金単価		円/m3	2.74	2.74			
	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額						円/m3	--

4.ガスの過不足精算単価

					現行	改定後	備考	
基準精算単価	東京地区他	売渡単価	高中圧	円/m3	69.81	69.81	--	
			低圧	円/m3	--	93.00	新設	
		買取単価	高中圧・低圧		円/m3	平均原料価格 ÷100×0.081	平均原料価格 ÷100×0.081	--
	甲府地区	売渡単価	高中圧	円/m3	58.11	58.11	--	
			低圧	円/m3	--	85.58	新設	
		買取単価	高中圧・低圧		円/m3	27.69	27.69	--
群馬地区	売渡単価	高中圧	円/m3	65.62	65.62	--		
		低圧	円/m3	--	81.84	新設		
	買取単価	高中圧・低圧		円/m3	38.22	38.22	--	

II.連結託送

1.連結託送供給料金

				現行	改定後	備考
連結託送供給料金	流量基本料金		円/m3、月	1,475.68	1,475.68	--
	従量料金単価		円/m3	3.05	3.05	

2.ガスの過不足精算単価

					現行	改定後	備考
基準精算単価	売渡単価	高中圧	円/m3	69.81	69.81	--	
	買取単価	高中圧	円/m3	平均原料価格÷100×0.081	平均原料価格÷100×0.081		

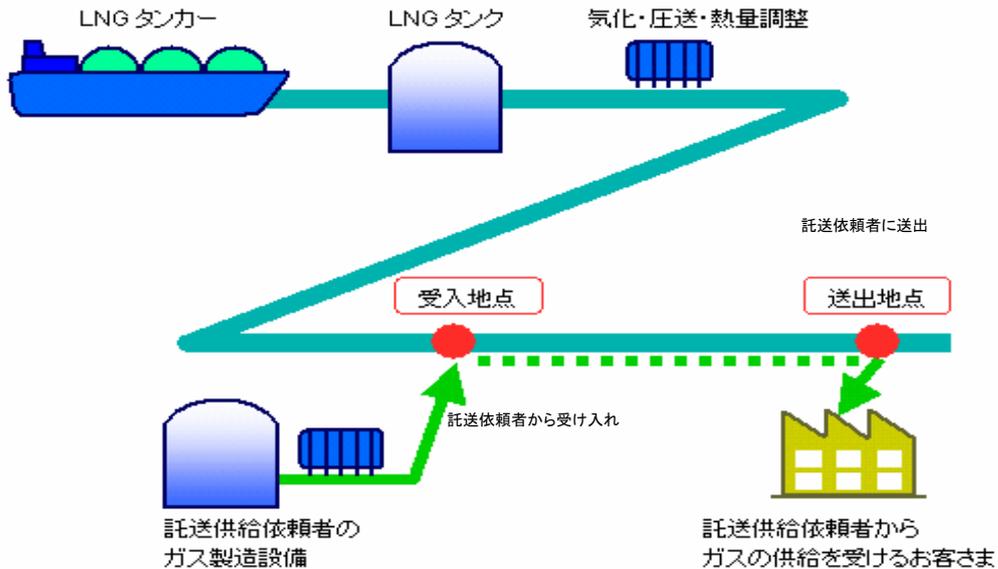
(参考2)

○託送供給について

託送供給とは、ガスを供給する事業者（託送供給依頼者）のガスを、当社の導管で受け入れて、同時に受け入れた場所以外の地点で受け入れた量と同量のガスを当社の導管から供給するサービスです。

《託送供給のイメージ》

<小売託送>



※当社の託送供給サービスは、その形態により以下の2種類のサービスを提供させていただいております。

託送供給するガスの送出が、ガスをお使いになるお客さまの需要場所で行われる場合

⇒ 小売託送

07年4月より、年間契約ガス使用量10万 m^3 以上～50万 m^3 未満(熱量46MJ換算)のお客さまが新たに自由化対象

託送供給するガスの送出が、他の一般ガス事業者様またはガス導管事業者様の導管との連結点で行われる場合

⇒ 連結託送